

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	18-2
許認可等の種類	製菓衛生師の免許			
根拠法令条例等・条項	製菓衛生師法第3条、第6条、第6条の2、第8条第2号			
許認可等の概要	製菓衛生師の免許			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・製菓衛生師法 第三条 製菓衛生師の免許(以下「免許」という。)は、製菓衛生師試験に合格した者に対して与える。 第六条 第八条第二号の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者には、免許を与えない。 第六条の二 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者には、免許を与えないことがある。 第八条 都道府県知事は、製菓衛生師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。 一(略) 二 その責に帰すべき事由により、菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			